

周南市小規模企業者等店舗営業休業等支援金交付申請書兼請求書

(宛先) 周南市長

事業者住所地 〒745-8655 周南市岐山通り〇-〇
申請者 事業者氏名 周南グループ
代表者住所 周南市岐山通〇-〇
代表者氏名 周南 太郎 ㊞
電話番号 0834-〇〇-〇〇〇〇

次のとおり、周南市小規模企業者等店舗営業休業等支援金の交付を申請します。

なお、交付の申請に当たっては次の事項について誓約及び承諾します。

- ・支援金を申請する事業者・代表者（以下「事業者等」という。）及び事業者の役員が、周南市暴力団排除条例第1項第1号及び第2号に該当しないことを誓約します。
- ・事業者等の市税の滞納がないことを誓約し、このことに係る課税資料の調査、確認等を周南市が行うことを承諾します。
- ・支援金の申請にあたり、虚偽の記載が判明した場合には、支援金の返還等、周南市の指示に従うことを誓約します。

1 交付要件該当チェックリスト ※該当する□に☑。全てに☑の場合のみ交付対象。

- 飲食店や小売業等、通常営業において接客を伴う店舗営業を行っています。
- 店舗は周南市内にあります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、通常営業日に、次の①、②のいずれか、または両方を行いました。
- ① 令和2年3月1日以降に、テイクアウト等営業（飲食店におけるテイクアウト・デリバリー形態での営業）を開始し、現在も継続営業しています。【テイクアウト等営業支援金10万円】
- ② 中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者（又は所得税法第229条に定める開業等の届出を税務署に行った個人事業主）で、令和2年4月6日以降に、店舗営業（主として店舗内で密集・密接した状態によりモノやサービスを一般消費者に直接提供する営業形態（テイクアウト等営業を除く））を6日以上休業しました。【店舗営業休業支援金20万円】

裏面に続きます

2 交付申請の額 ※該当する□に☑。両方行った場合は2つとも選択のこと。

1 交付申請の額	①テイクアウト等営業支援金 ☑10万円	②店舗営業休業支援金 ☑20万円
----------	------------------------	---------------------

3 店舗名称・業種等

1 店舗名称	※店舗が複数ある場合は、代表的な1店舗を記載 居酒屋周南
2 店舗住所	※上記店舗の住所を記載 周南市岐山通1-1
3 業種	※上記店舗が該当する業種を選択 ア 小売業 イ 物品賃貸業 ウ 宿泊業 エ 飲食店 オ 洗濯・理容・美容・浴場業 カ 娯楽業 キ 学習支援業
4 従業員数	4人
5 通常営業日及び時間	※(記載例) 月~土 11時~15時及び18時~23時 月~土 11時~15時及び18時~23時
6 ①の開始	※①を申請する場合のみ記載 令和2年3月1日
7 ②の期間	※②を申請する場合のみ記載 21日間

4 振込先

(カナ)	シュウナングループ						
1 口座名義	周南グループ						
2 金融機関名称	周南	銀行・信用金庫 農協・労働金庫	岐山通	本店・支店 支所・出張所			
3 預金種目	普通・当座 (いずれかに○)						
4 口座番号	0	1	2	3	4	5	6

5 添付資料 ※交付要件等が確認できない場合、他に書類の添付を求める場合があります。

- ・業種がわかる書類 (営業許可証、防火対象物使用開始届出書の写し等)
- ・交付申請前1年以上の事業実績がわかる書類 (確定申告書一式、営業許可証の写し等)
- ・支援金の振込先の通帳の写し
- ・次のいずれかまたは両方
 - ① テイクアウト等営業の開始が確認できる資料 (チラシ、ホームページ等)
 - ② 店舗営業を6日以上全日全館休業したことが確認できる資料 (休業していることを告知する貼り紙の写真、ホームページ、営業カレンダー等)

6 備考

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の防止にご協力いただいた事業者として、周南市ホームページ等で店舗名称を紹介することがあります。